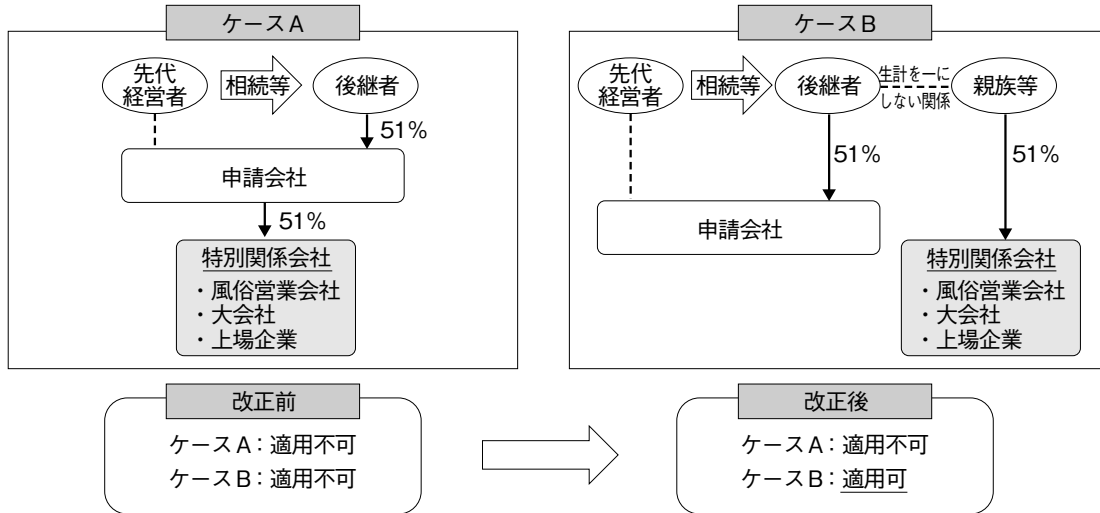


（参考2）風俗営業会社等に該当してはならない特別関係会社の範囲の見直しのイメージ



会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は一定の医療法人（措令40の8の3⑧において準用する措令40の8の2⑬）の株式等（以下(2)において「外国株式等」といいます。）を有する場合における相続税の課税価格とみなす価額（特例相続非上場株式等の価額）は、当該認定相続承継会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となりますが、その価額が、租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された

同項前段の特例受贈非上場株式等の価額を超えるときには、当該特例受贈非上場株式等の価額が上限とされました（措法70の7の4②、措規23の12③）。

(3) 特定資産の範囲の見直し

今回の改正において、資産管理会社（措法70の7②八ハ）の判定の基礎となる「特定資産」のうち、経営承継受贈者等及び当該経営承継受贈者等に係る同族関係者に対する「貸付金、未収金その他これらに類する資産」について、当

（参考3）認定相続承継会社等が外国株式等を有する場合における「納税猶予分の相続税の計算の基礎となる『特例相続非上場株式等の価額』」について

